

くらしの安全安心だより

発行/佐賀県 くらしの安全安心課・佐賀県消費生活センター (TEL: 0952-25-7059 佐賀市天神三丁目2-11アバンセ3階)

インターネット通販の偽サイト・悪質なサイトに注意

インターネットの情報には、事実とは異なる情報が沢山あります。情報を鵜呑みにせず、情報の出所や、公的な機関の情報を確認するなど疑いの気持ちをもって冷静に情報を調べる心構えが必要です。

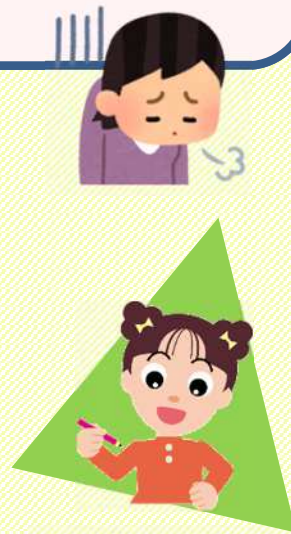


こんな事例もあります

商品を注文し、代金1万円を銀行口座に振り込んだところ商品が外国から届き、粗雑な作りであった。偽物だと思い、販売店にメールで解約を申し出たが、返信が来ない。

ネット通販の利用は慎重に!

- ショップの住所や電話番号、責任者名などを必ず確認しましょう。
- 返品、解約の条件などの重要事項が、明記されているか確認しましょう。
- 販売価格が極端に割引されているサイトは注意しましょう。
- 支払方法が個人名義の銀行振込の場合は要注意です。
- 機械翻訳したような不自然な日本語表記があったり、字体に通常使用されない旧字体が混じっているサイトも注意が必要です。
- 配送方法や配送期間なども確認しましょう。



2022年4月から18歳になったら「成人」です

「成人」は、一人前の大人として社会から扱われます。責任も重くなることを忘れず、契約は慎重にしましょう。



相談内容上位3件		主な内容
1	保健衛生品	◎お試しのつもりで購入した美容液。 定期購入となっていたので、すぐ解約しようとしたが電話がつかない。
2	商品一般	◎心当たりのない請求メール、郵便が届く。 ◎不審なメール、フィッシングメールが届く。
3	金融・保険サービス	◎フリーローン・サラ金などの多重債務。



商品一般では「注文していない商品が届き、請求書が入っている。」という相談が寄せられています。まずは、周囲の人に心当たりがないか尋ねるなど、よく確認しましょう。

誰も心当たりがない場合は消費生活センターにご相談ください。

◆特定商取引法の改正（2021年7月6日施行分）により、**直ちに商品を処分**することが可能です。**代金支払いの必要もありません。**



通信販売での「定期トラブル」防止のために 改正特定商取引法が2022年6月1日から施行されました



インターネット通販の事業者が最終確認画面に表示しなければならない基本的な事項

分量

- 商品の数量、役務の提供回数など
- 定期購入の場合は各回の分量

販売価格・対価

- 複数商品を購入する顧客に対しては支払総額
- 定期購入の場合は2回目以降の代金

支払時期・方法

- 定期購入の場合は各回の請求時期

引渡・提供時期

- 定期購入の場合は次回分の発送時期など

申込みの撤回・解除に関すること

- 返品や解約の連絡方法・連絡先、返品や解約の条件等を顧客が見つけやすい位置に表示

申込期間（期限のある場合）

- 季節商品他、販売期間を決めて期間限定販売を行う場合はその申込み期限



だまされないちゃん

このルールに違反する表示により、消費者が誤解し申し込んだ場合、消費者は契約の取り消しができる場合があります。



トラブル防止のポイント



ネットの広告は、常に更新されており、自分が見た広告を再度見つける事は困難です。

ネット通販に申し込む際は、注文ボタンを押す前に最終確認画面で上記の内容を確認した後、**スクリーンショット**を保存しておきましょう。

※「スクリーンショット」とは携帯電話やパソコンで表示されている画面を画像として保存する機能です。保存した場所も確認しておきましょう。

NTTをかたった架空請求詐欺にご注意ください！

全国的に「NTTファイナンス」などをかたり、固定電話や携帯電話の延滞料金を名目に架空の料金を請求して、お金をだまし取る手口が発生しています。

県内でも以下のような手口で**今年4月末までに6件、約1,815万円**の被害が発生しています。

【電話編】

自動音声による不審な電話がかかってくる。

こちらはNTTファイナンスです。重要なお知らせがございます。料金の未納が発生しています。詳しい説明をお聞きになる場合は「1」を…



【メール編】

携帯電話やスマートフォンのSMSにメールが届く。



利用料金のお支払確認が取れていません。訴訟最終告知です。至急ご連絡ください。

ガイダンスに従いダイヤルを押すと、担当者につながる。

メールに記載された連絡先に連絡すると担当者につながる。

いずれのケースでも、担当者から「未払い分を支払わなければ裁判になる。」など不安をあおられ、金銭を要求される。

支払いの方法は、口座振込や**電子ギフト券を購入させ、その番号を聞き出して**お金をだまし取ります。



相手に連絡を取る前に、まずは家族や警察に相談を！！

SNSなどを利用した詐欺の被害防止のため、まず犯人の手口を知りましょう！

県では、SNSなどを利用した詐欺の被害防止のため、Instagramを開設しました。

公開した画像は、【**ロマンス詐欺60手**】いわゆるロマンス詐欺と呼ばれる詐欺の60の手口を公開しています。

その他防犯情報も随時発信していきますので、フォローをお願いします。

アカウント名 sagakenkurashinoanzenanshinka

突然DMをくれた職業パイロットと言った彼は、いつも制服を着た写真を送ってきた。

佐賀県

⚠ SNSやマッチングアプリで恋愛感情を利用し、お金を騙し取ろうとする詐欺が増えています。

佐賀県金融広報委員会はこんな活動をしています！

出前講座

金融広報アドバイザーを無料で派遣しています。学校や保護者会、地域、職場の集まりなどをご利用ください。

講座テーマ

- お金に関する素朴な疑問や消費者トラブルの対策方法など



金融・金銭教育活動の支援

小学校、中学校、高等学校等における金融・金銭教育の実践や効果的な方法を研究する活動を支援しています。



イベントの開催

くらしをより充実したものにするために必要な「お金」や「経済」について、わかりやすく知ることができるイベントなどを無料で開催しています。

開催例

- くらしとお金の講演会



金融・金銭教育に関する情報提供

くらしと切り離せない「お金」について、より身近に学べるよう、新聞やWEBで情報発信をしています。

情報提供

- 子ども佐賀新聞への寄稿
- WEBサイト「知るぽると佐賀」での情報発信



その他にも様々な活動をしています。活動内容や出前講座の申し込み方法など、詳しくはWEBサイトをご覧ください。



知るぽると佐賀

検索

困ったときの相談窓口

佐賀県消費生活センター

TEL: 0952(24)0999

✉ : shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

【受付時間】 9:00~17:00 **相談無料**

※16:30までにご相談ください。

市町相談窓口一覧 (令和5年4月1日現在)

相談窓口	電話番号	相談日
佐賀市消費生活センター	0952(40)7087	月~金
唐津市消費生活センター	0955(73)0999	月~金
鳥栖市消費生活センター	0942(85)3800	月~金
多久市 市民生活課	0952(75)6117	月・水・木
伊万里市消費生活センター	0955(23)2136	月~金
武雄市消費生活センター	0954(23)9500	月~金
鹿島市 商工観光課	0954(63)3412	月・金
小城市消費生活センター	0952(72)5667	月・火・水・金
嬉野市 観光商工課	0954(42)3310	火
(塩田庁舎)		木
(嬉野庁舎)		

◆消費者ホットライン 局番なし「188」
お近くの相談窓口につながります

または

ひとりで悩まずまずは相談！
『泣き寝入りは超いやや
(188)』で覚えてね！



だまされないちゃん

相談窓口	電話番号	相談日
神崎市 商工観光課	0952(37)0107	火・金
吉野ヶ里町 商工観光課	0952(37)0350	木
基山町 住民課	0942(85)8171	金
上峰町 総務課	0952(52)2181	第2・第4火
みやき町 産業支援課	0942(96)5545	月・水
玄海町 住民課	0955(52)2157	金 (4回/月)
有田町 住民環境課	0955(46)2114	火・木
大町町 企画政策課	0952(82)3112	水 (2回/月)
江北町 地域振興課	0952(86)5615	火 (3回/月)
白石町 商工観光課	0952(84)7123	木 (4回/月)
太良町 企画商工課	0954(67)0312	水